

当院における 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業への取り組み

広島大学病院 肝疾患相談室

○増田幸子、清徳幸子、中原隆志、藤野初江、岡志郎

COI 開示

発表者名：増田幸子
所属：広島大学病院 看護部

演題発表内容に関連し、開示すべき
COI 関係にある企業等はありません。

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について

■平成30年12月～肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業が開始

- 【課題】 ●該当者の拾い上げはどうやって？
●説明は誰がどのタイミングとするの？



医事課と協議し、システムを構築

申請までの拾い上げシステム（拾い上げ担当部署）

【入院時】

医事課（入院担当）

■ 確認内容

- 病名：肝癌/重度（非代償性）肝硬変
 - 基本データ：HCV抗体（+）
HBs抗原（+）
 - 世帯年収370万円未満
 - 原爆手帳、重度心身障害者医療費補助、
生活保護の受給者除く
 - 案内歴の有無
- リーフレットを用いて、肝疾患相談室を案内

【外来通院時】

医事課（外来担当）

- 患者/家族が調査票の作成依頼時、
事務員は説明歴の有無を確認
- 説明歴がなければ、
肝疾患相談室を案内

高額療養費の算定基準額
を超えたカウント数に
関係なく案内

申請までの拾い上げシステム（肝疾患相談室）

- カルテ確認
- 用紙に沿って、概要を説明

<要件を満たす場合>

<要件を満たさない場合>

- 手続きを案内
- 繰り返し説明
(必要時)

- 申請のタイミング
- 次回、詳細を説明予定

肝がん・重度（非代償性）肝硬変
入院医療費を一部助成しています

条件を満たすと1医療機関あたりの1か月の対象医療費が1万円になります。助成の対象となるのは、指定医療機関で受けた肝がん・重度（非代償性）肝硬変に関する入院医療費です。詳細は県庁薬務課・県保健所（支所）・指定医療機関にお問い合わせください。

対象となる方

- B型・C型肝炎ウイルスによる肝がん・重度（非代償性）肝硬変と診断された方
- 医療機関で過去12月以内に3月以上高額療養費の算定基準額を超えた方

※入院の対象医療費だけで計算する必要があります。

／医療保険に加入している方

● 下表の年齢区分に応じた区分に該当する方

年齢区分	高額療養費制度の限度額適用認定等の所得額の適用区分エ・オ
70歳未満	70歳以上75歳未満 高齢受給者証の一部負担金割合が2割
70歳以上75歳未満	75歳以上 後期高齢者医療被保険者証の一部負担金割合が1割

● 広島県に住民票のある方

● 研究に協力することに同意していただける方

新規申請方法

以下の書類をそろえて県庁薬務課か県保健所（支所）に申請してください。
交付申請書（県庁・県保健所〔支所〕・ホームページで手に入ります）

- ▶ 個人票・同意書 → 指定医療機関にご相談ください。
- ▶ 入院記録票のコピー → 指定のない医療機関に入院した場合、ご自身で記載する場合があります。
- ▶ 申請者の保険証のコピー
- ▶ 申請者の限度額適用認定証のコピー※
- ▶ 申請者の住民票の写し（発行日から3ヵ月以内のもの）※

※上記の2つは70歳以上で所得区分が「一般所得」の場合、これらの書類の代わりに以下の書類を提出してください。

- ▶ 保険加入者に対する申立書
- ▶ 申請者と同一保険に加入している全員の住民票の写し（個人番号のない、発行日から概ね3ヵ月以内のもの）
- ▶ 申請者と同一保険に加入している全員の課税証明書等（取得できる最新年度のもの）

加入している保険の種類等によっては追加で書類の提出を求める場合があります。

申請の流れは裏面を確認してください。

【フォローアップ】

抗がん剤治療副作用
スクリーニング面談



申請の進捗状況を確認

問題点

患者さんから「不要な案内をされた」とクレーム



事務員から「病室への訪問のタイミングによっては、
通知が行き届かない」と相談



医事課と協議し、システムを再構築

申請までの拾い上げシステム（拾い上げ担当部署）

● 【入院時】
医事課（入院担当）

● 【外来通院時】
医事課（外来担当）

■ 確認内容

- ・ 病名：**肝癌/重度（非代償性）肝硬変**
- ・ **病名登録画面**
「B型/C型肝炎」の記載を確認
- ・ 世帯年収**370万円未満**
- ・ 原爆手帳、重度心身障害者医療費補助、
生活保護の受給者除く
- ・ **案内歴の有無**

- ・ 案内用リーフレットの変更
- ・ 案内時「要件があるので、適応とならない可能性**がある**」ことを伝えた上で相談室を案内

- 患者/家族が調査票の作成依頼時、
事務員は説明歴の有無を確認
- 説明歴がなければ、
肝疾患相談室を案内

申請までの拾い上げシステム（肝疾患相談室）

- カルテ確認
- 用紙に沿って、概要を説明

<要件を満たす場合>

<要件を満たさない場合>

- 手続きを案内
- 繰り返し説明
(必要時)

その他、情報提供
➡来室した意義を感じてもらう

【フォローアップ】

抗がん剤治療副作用
スクリーニング面談

申請の進捗状況を
確認

【該当者の
拾い上げ】

★抗がん剤治療
副作用スクリー
ニング面談

★NPテスト
等

肝臓・重度肝硬変治療研究促進事業について

■ 令和3年4月～要件緩和

《課題》

- 今まで申請できなかった人への案内
- すでに申請済の人への案内
- 肝炎治療費助成を受給中の人への案内
- 担当部署へ医療記録票の記載方法の周知



医事課と協議し、システムを再構築

申請までの拾い上げシステム (制度変更後の移行期)

- 医事課（外来担当）へ医療記録票の記載方法を周知 ➡ 運用開始
- 既に受給中の人・説明歴がある人を含む該当者全員へ案内が必要

医事課 (入院担当)	<ul style="list-style-type: none">■ 従来同様に要件確認し、該当者一覧を作成■ 案内用リーフレットを変更し、相談室へ案内
医事課 (外来担当)	<ul style="list-style-type: none">■ 外来抗がん剤治療中の患者一覧から、入院時と同様に要件確認を経て該当者一覧を作成■ 外来会計時に該当者へ、リーフレット配布し、相談室を案内



申請までの拾い上げシステム（肝疾患相談室）

- カルテ確認
- 用紙に沿って、概要を説明

<要件を満たす場合>

<要件を満たさない場合>

- 手続きを案内
- 繰り返し説明（必要時）

- 申請のタイミング
- 次回、詳細を説明予定



<フォローアップ>

抗がん剤治療副作用
スクリーニング面談
時に、
申請の進捗状況を
確認

<該当者の
拾い上げ>

医事課
(外来担当者) へ
情報提供

注意事項について説明（肝疾患相談室で）

■ 医療記録票について

- ▶ **入院時（各病棟のクラーク） / 外来通院時（内科会計窓口）** へ提示、記載依頼
- ▶ 薬局で処方箋と共に提示し、記載依頼す
※取り扱い不明の場合は、**広島県庁薬務課**へ問い合わせるよう説明

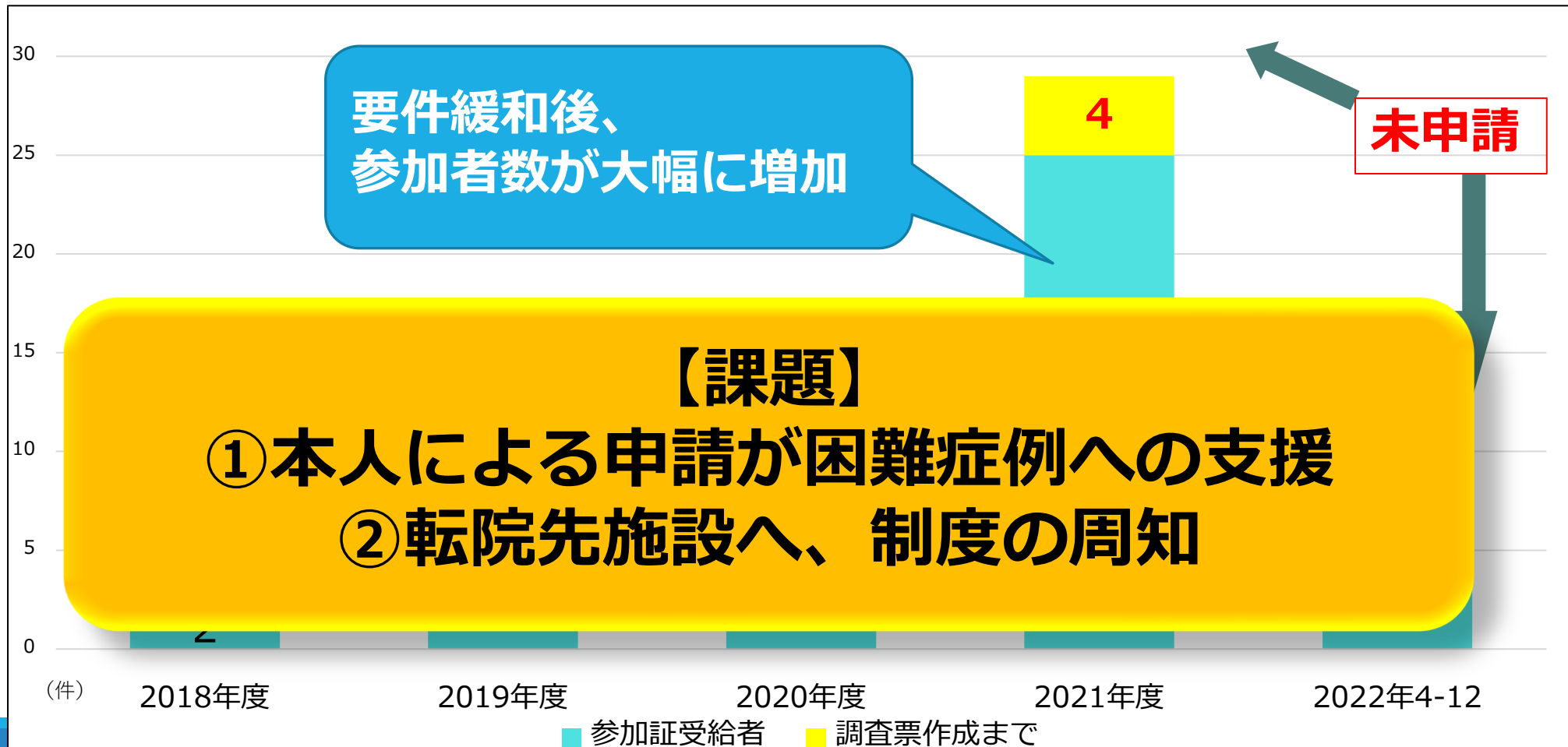
■ 外来医療費について

- 一旦、限度額まで支払う** → 後日、**償還払い請求**を**広島県庁薬務課**へ実施する

■ 核酸アナログ製剤治療費助成を受給中の方

- ▶ 制度を利用していない場合も、更新手続きをするよう助言

当院における制度の新規参加及び準備中の患者数 (年次推移)



まとめ

- ★多職種連携により、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の周知と新規申請に繋がる
- ★制度の案内後、申請の進捗状況を確認し、繰り返し説明することで申請に繋がる
- ★要件を満たさない場合も、患者の満足度に繋がるよう情報提供等を行う
- ★相談業務に従事する中で、該当者の掘り起こしは可能
- ★課題として、①申請に至っていない患者のフォロー ②転院先施設へ制度の周知